

《地下水採取の許可・届出について》

平成 25 年 4 月 1 日以降、動力を用いて新たに地下水を採取し使用する者は、揚水機の吐出口断面積により、許可または届出が必要になります。

※同一敷地に限らず当該事業を目的として使用する揚水機の吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計

許可	届出	適用除外
断面積が 19 cm ² を超える (口径約 50mm 超)	断面積が 6 cm ² 超 19 cm ² 未満 (口径約 28mm 超 50mm 未満)	<ul style="list-style-type: none"> ●水道事業用として採掘する井戸 ●農業のかんがいの用に供する井戸 ●個人又は集落で飲用及び生活雑用水に使用する井戸

《地下水採取許可・不許可決定までの流れ》

地下水採取の事前協議（井戸掘削前）

市からの許可が必要となる揚水機の吐出口断面積が 19 cm²を超える揚水施設により地下水を採取しようとする場合は、井戸の試験掘削前に市との事前協議が必要となります。また、協議の際は、「地下水利用計画書」に以下の書類を添付して住環境課へご提出いただきます。

地下水利用計画書の添付書類

- 井戸の設置場所を示す縮尺 25,000 分の 1 程度の位置図及び公図の写し
- 揚水機の配置図及び構造図
- 土地所有者の同意書
- 当該行政区世帯 3 分の 2 以上の同意書
- 隣接する阿蘇市内行政区長の同意書
- 各水道事業及び農業用ポンプ管理者承諾書

地下水採取の事前協議終了

事前協議終了後、阿蘇市から申請者へ「事前協議済書」を交付します。交付後、井戸の試験掘削が可能になります。

揚水試験、影響調査の実施（採取者負担）

- ◆採取者による市が定めた揚水試験の実施。
- ◆周辺地域の地下水の水質、水位及び流向、湧水、地質の状況等を調査。
- ◆地下水の採取による周辺地域の地下水の水質、水位等への影響の程度及び範囲を予測し、影響を回避又は低減するための措置を講じる。

地下水採取許可申請書の提出

必要事項を記載した「井戸設置許可申請書」に揚水試験及び影響調査報告書等の書類を添付して住環境課にご提出ください。

許可申請書の添付書類

- 揚水試験の結果書
- 地下水採取による周辺地域への水質、水位等の影響調査報告書
- 排水設備の設置に関する書類（事業活動で排水を伴う場合）
- 地下水涵養計画書（市が定める算出方法により雨水浸透ますの設置や涵養林の整備又は阿蘇市内で生産された米の購入をしない場合）
- 水量測定器の設置に関する書類

地下水保全審議会

許可の適否を審議

地下水採取許可（不許可）の決定

地下水保全審議会の答申を得たうえで、許可又は不許可の決定を行い、「井戸設置許可（不許可）決定通知書」を交付します。

■既に地下水を採取している場合は？

既に地下水採取を行っている場合でも、許可及び届出に該当する場合は、市への届出が必要となりますので、平成 25 年 9 月 30 日までに届出を住環境課へお願いします。